

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、岩倉市男女共同参画基本計画 2011-2020 の策定以降も、男女共同参画社会の実現及び SDGs（持続可能な開発目標）達成に向け、あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、施策を推進しています。

本計画は、令和 2 年度に岩倉市男女共同参画基本計画改訂版 2017-2020 の計画期間が終了することから、これまでの成果と社会情勢の変化等を踏まえ、行政と市民・地域が取り組むべき施策や、計画の核となる基本理念の見直しと設定を行い、新たな積極的改善措置の方策を、市民意見の反映に努めつつ、新たな長期計画としてまとめたものです。

2 計画の性格と役割

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- 本計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や県の「あいち男女共同参画プラン 2020」を勘案するとともに、本市の上位計画である「第 5 次岩倉市総合計画」の個別計画として位置付け、他分野の関連計画との整合性を図っています。
- 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。
- 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下 DV 防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10か年とし、社会・経済情勢の変化やプランの進捗状況等を勘案し、おおむね5年をめぐりに見直しを行うものとしします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
岩倉市男女共同参画基本計画 2021～2030									
				見直し 予定					

4 国、愛知県、岩倉市の取組

(1) 国の動き

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」、その後、5年ごとに基本計画が閣議決定され、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました（予定）。

なお、第5次男女共同参画基本計画において、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、平成 30 年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野における男女共同参画の推進に向けた国及び地方公共団体の責務等を定めています。

令和元年には、「女性活躍推進法」が改正され、令和 4 年 4 月から一般事業主行動計画の策定義務の対象は、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されるなど、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図っています。

(2) 県の動き

愛知県は、国における「男女共同参画社会基本法」、「男女共同参画基本計画」に基づき、平成 13 年 3 月に、男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」を策定し、平成 14 年 4 月には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

その後、平成 18 年 10 月には「あいち男女共同参画プラン 21」を改定し、平成 23 年 3 月には「あいち男女共同参画プラン 2011－2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定しています。

こうした中、平成 27 年に国において女性活躍推進法が成立し、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大してきたことを受け、愛知県男女共同参画審議会の答申（平成 27 年 11 月）に基づき、新たに「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、施策を進めています。

(3) 岩倉市の動き

本市における男女共同参画事業は昭和 52 年公民館講座で開講された婦人学級として始まりました。当時の社会教育課（現在、生涯学習課）が公民館講座を担当し、かつ女性施策も担当していました。婦人学級開設当初は料理や趣味の講座が主流でしたが、女性就業者数が家事専業者数を上回った昭和 59 年頃から「男は仕事・女は家庭」という性別役割分担意識是正の啓発とともに婦人問題学習講座や職業生活準備セミナーが開かれるようになりました。また、この婦人学級は昭和 55 年から自主企画・自主運営という市民と行政が共同で学習プランを企画し、運営するという当時としてはユニークな方法が採られていました。昭和 62 年には高齢社会を控え、「女性の生き方と老後を考える」講座を開催し、「婦人学級からの提言」を行いました。ここで提言された高齢者介護サービスや、女性問題懇話会の設置などが実施に至りました。婦人学級はその後、「女性の目で見たまちづくりセミナー」の開催と、市広報への「婦人の提言」の連載（昭和 62 年）、女性の意見や要望を市政に反映させようと市長との懇談会を開催（昭和 63 年）、続いて「女性の生活実態と意識に関する調査」を実施し、受講生の男女を問わず経済、福祉、健康、教育、まちづくりの5分科会構成による「生涯学習フォーラム」を開催平成元年するなど女性が積極的に参画する活動を行ってきました。平成 4 年から、この婦人学級が女性サロンに、さらに平成 12 年から男女共同参画セミナーに改称し、現在も自主企画の学習プログラムに取り組んでいます。また、公民館講座という枠を越えた「岩倉女性フォーラム」が平成 2 年度に初めて開催されました。公募のボランティアスタッフにより、まちづくり、高齢者・介護に関わる問題など、広く市民が参加できるフォーラムとして取り組まれました。この女性フォーラムは平成 10 年度から男女共生フォーラム、平成 12 年度から男女共同参画フォーラムと名称を変え、男女共生、家族と家庭の関係、あるいは音楽や映画まで多岐の分野にわたり、平成 18 年度まで開催されてきました。

このように市民と行政が協働し、様々な取組を行ってく中で本市は、平成 5 年に、男女が互いの人権を尊重し、信頼し、誇りを持って暮らし続けることができるまちづくりを進めるために、「岩倉市女性問題懇話会」を設置しました。この懇話会による『岩倉市女性行政施策への提言書—21 世紀に向けて男女共同参画型社会の実現を—』は、それまでの本市の女性行政施策のあゆみの集大成であり、その後の指針となる第一歩でした。この提言を受け、本市は「岩倉市女性行動計画」策定に向けて第 2 次にあたる「岩倉市女性問題懇話会」を平成 7 年に設置、翌年、提言された行政内部の体制整備を図るために「岩倉市女性行政庁内連絡調整会議」を設置しました。そして、平成 9 年には、懇話会により、「個性が尊重される男女平等・自立社会の形成」を基本理念とする『いわくら女性プラン 21・岩倉市女性行動計画』が策定されました。この計画

を推進するにあたり、男女共同参画行政施策の連絡・調整に関する事務などを所掌する「岩倉市女性行政推進会議」（平成 14 年に「岩倉市男女共同参画行政推進会議」に改称）を設置して、プラン実現に向け取り組んできました。

そして、男女共同参画に係るこれまでの取組を今後より一層効果的に推進していくために、平成 23 年には『岩倉市男女共同参画基本計画 2011－2020』を策定しました。さらに、平成 27 年に施行された女性活躍推進法に基づき、平成 28 年には「岩倉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備を進めています。また、平成 29 年には計画期間のおおむね中間年となることから、『岩倉市男女共同参画基本計画 改訂版 2017－2020』を策定しました。

この度、『岩倉市男女共同参画基本計画 改訂版 2017－2020』が令和 2 年度に最終年度を迎えることから、近年の国・県の動向を踏まえた新たな長期計画として、『岩倉市男女共同参画基本計画 2021～2030』を策定し、男女共同参画社会の実現に向け推進していきます。